

試験方法名称 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信基地局等の無線設備の特性試験方法」

略称 SC-FDMA携帯無線通信基地局等の特性試験方法

「証明規則第2条第1項第11号の20（設備規則第49条の6の9第1項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が160ワット以下のもの）に掲げる無線設備の試験方法」

一 一般事項

**1 試験場所の環境**

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、JIS Z8703による常温5～35℃の範囲、常湿45～85%（相対湿度）の範囲内とする。

(2) 認証における特性試験の場合

上記に加えて周波数の偏差については温湿度試験を行う。詳細は温湿度試験項目を参照。

**2 電源電圧**

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

電源は、定格電圧を供給する。

(2) 認証における特性試験の場合

電源は、定格電圧及び定格電圧±10%を供給する。ただし次の場合を除く。

ア 外部電源から受験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける受験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±1%以下であることが確認できた場合。この場合は定格電圧のみで試験を行う。

イ 電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか受験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合。この場合は定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で試験を行う。

**3 試験周波数と試験項目**

(1) 受験機器の発射可能な周波数帯が800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数帯を使用する場合は、各周波数帯域毎に行う。

(2) 各周波数帯において、受験機器の発射可能な周波数が3波以下の場合は全波で全試験項目について試験を実施する。

(3) 各周波数帯において、受験機器の発射可能な周波数が4波以上の場合は、上中下の3波の周波数で全試験項目について試験を実施する。

**4 予熱時間**

工事設計書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。その他の場合は予熱時間はとらない。

**5 測定器の精度と校正等**

測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。ただし、FFT方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「スペク

トル分析器の設定」ができるものは使用しても良い。

## 6 試験の単位及び試験の範囲

基地局の1セクタを構成する無線設備全体を試験の単位とし、変復調回路部及び電力増幅部等をセクタの構成上最大限実装しても設備規則に示された技術基準を満足することを確認する試験を行う。

## 7 本試験方法の適用対象

- (1) 本試験方法はアンテナ端子（試験用端子を含む）のある設備に適用する。
  - (2) 本試験方法は内蔵又は付加装置により次の機能が実現できる機器に適用する。
    - ア 試験周波数に設定する機能
    - イ 強制送信制御（連続送信状態）
    - ウ 強制受信制御（連続受信状態）
    - エ 規定のチャンネルの組合せ及び数による変調がかかり最大出力状態に設定
- （注 上記機能が実現できない機器の試験方法については別途検討する。）

## 8 その他

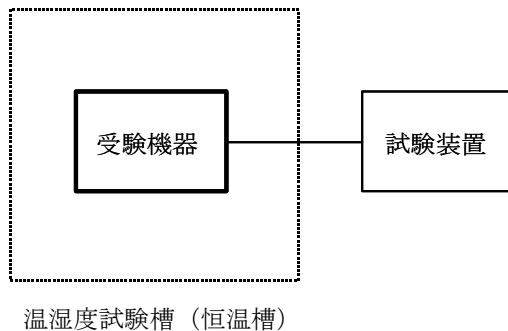
- (1) 技術基準適合証明における試験申請においてテストベンチを使用して試験を行う場合は、テストベンチが有する電気的特性も含めて測定することになるので、受験機器そのものの特性との間で差異の生じることがあることに留意する。
- (2) SC-FDMA携帯無線通信の試験のための通信等を行う無線局のうち、基地局を模擬する無線局の場合は、本試験方法を適用する。
- (3) 受験機器の擬似負荷は、特性インピーダンスを $50\Omega$ とする。
- (4) 本試験方法は標準的な方法を定めたものであるが、これに代わる他の試験方法について技術的に妥当であると証明された場合は、その方法で試験しても良い。

## 9 その他の条件

- (1) 複数の空中線を使用する空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ）等を用いるものにあつては、技術基準の許容値が電力の絶対値で定められるものについて、各空中線端子で測定した値を加算して総和を求める。
- (2) 複数の空中線を使用する空間多重方式（MIMO）を用いるものにあつては、各空中線端子で測定した値を求める。
- (3) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信の通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。  
（設備規則 第49条の6の10）

## 二 温湿度試験

### 1 測定系統図



### 2 受験機器の状態

- (1) 規定の温湿度状態に設定して、受験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、受験機器を非動作状態（電源OFF）とする。
- (2) 規定の放置時間経過後（湿度試験にあっては常温常湿の状態に戻した後）、受験機器の動作確認を行う場合は、受験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

### 3 測定操作手順

#### (1) 低温試験

- (ア) 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（0℃、-10℃、-20℃のうち受験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。
- (イ) この状態で1時間放置する。
- (ウ) 上記（イ）の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧（一般事項の2 電源電圧（2）参照）を加えて受験機器を動作させる。
- (エ) 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定する。

#### (2) 高温試験

- (ア) 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃、60℃のうち受験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ常湿に設定する。
- (イ) この状態で1時間放置する。
- (ウ) 上記（イ）の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧（一般事項の2 電源電圧（2）参照）を加えて受験機器を動作させる。
- (エ) 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定する。

#### (3) 湿度試験

- (ア) 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95%又は受験機器の仕様の最高湿度に設定する。
- (イ) この状態で4時間放置する。
- (ウ) 上記（イ）の時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、規定の電源電圧（一般事項の2 電源電圧（2）参照）を加えて受験機器を動作させる。
- (エ) 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定する。

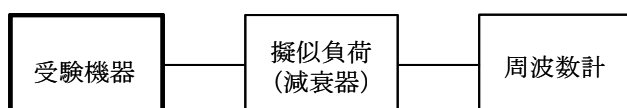
### 4 その他の条件

- (1) 本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

- (2) 常温（5℃～35℃）、常湿（45%～85%（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。
- (3) 使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。
- (4) 常温、常湿の範囲を超える場合であっても、3（1）から（3）の範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

### 三 周波数の偏差

#### 1 測定系統図



#### 2 測定器の条件等

- (1) 周波数計としては、カウンタ、スペクトル分析器または波形解析器を使用する。  
なお、波形解析器とは、理想的信号と受信信号との相関値から計算により測定値を求める装置である。
- (2) 周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の1/10以下の確度とする。

#### 3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定する。
- (2) カウンタまたはスペクトル分析器で測定する場合は、無変調の状態で送信する。  
波形解析器で測定する場合は、変調された信号を一定の平均電力で連続的に送信する。

#### 4 測定操作手順

- (1) 受験機器の周波数を測定する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

#### 5 試験結果の記載方法

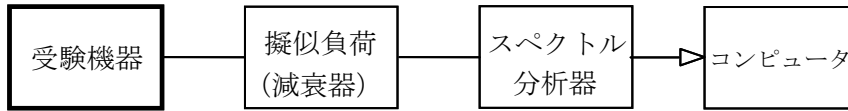
- (1) 結果は、測定値を MHz 単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を Hz 単位で（+）又は（-）の符号をつけて記載する。また、割当周波数に対する許容偏差を Hz 単位で記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値の内、最も偏差の大きなものを記載する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も記載する。

#### 6 その他の条件

- (1) 波形解析器を周波数計として使用する場合は、測定確度が十分あることに注意する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等の切り替え回路のみで、周波数が変動する要因がない空中線の組合せであって同一の送信出力回路に接続される場合は、選択接続される空中線端子の測定で良い。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合であっても、共通の基準発振器に位相同期（例：PLL等による位相同期）しているか、共通のクロック信号等を用いており、複数の空中線端子の周波数の偏差が同じになることが証明される場合は、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値としても良い。

## 四 占有周波数帯幅

### 1 測定系統図



### 2 測定器の条件等

(1) スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	許容値の約2～3.5倍(例 30MHz)
分解能帯域幅	許容値の約1%以下(例 100kHz)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度(例 300kHz)
	(例は、チャンネル間隔10MHzの場合)
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より40dB以上高いこと
データ点数	400点以上(例 1001点)
掃引時間	測定精度が保証される最小時間(例 0.5s)
掃引モード	連続掃引(波形が変動しなくなるまで)
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

(2) スペクトル分析器の測定値は、外部または内部のコンピュータで処理する。

### 3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、連続送信状態とする。
- (2) 最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに通常運用状態において最大の占有周波数帯幅となる状態に変調をかけ、最大出力状態となるように設定する。

### 4 測定操作手順

- (1) 掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (2) 全データについて、dBm 値を電力次元の真数(相対値で良い)に変換する。
- (3) 全データの電力総和を求め、「全電力」として記憶する。
- (4) 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。
- (5) 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。
- (6) 占有周波数帯幅は、「(上限周波数) - (下限周波数)」として求める。
- (7) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

### 5 試験結果の記載方法

- (1) 上で求めた占有周波数帯幅を MHz 単位で記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値の内、最も大きなものを記載する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も記載する。

### 6 その他の条件

- (1) 複数の空中線端子の場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を放射しない場合は、同時に電波を放射する空中線端子のみの測定で良い。ただし、空中線の選択

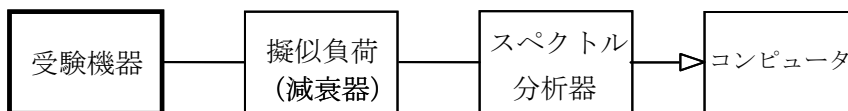
回路に非線形素子を有する場合は省略しない。

- (2) 3 (2) において、最大の占有周波数帯幅となる状態とは、サブキャリア数が最大（例 リソースブロック数が最大）となる送信条件であり、かつその送信条件において最大出力となる状態である。
- (3) 3 (2) において、占有周波数帯幅が最大になる状態とは、全サブキャリアが同時に送信する状態のみでなく、2 (1) において波形が変動しなくなるまで連続掃引することによって、占有周波数帯幅が最大となる状態である。
- (4) 2 (1) において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、受験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注1）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードをRMS平均としても良い。

注1：全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリア（例 全リソースブロック）が電波を発射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発射しないサブキャリアは、電波を発射することを要しない。

## 五 スプリアス発射又は不要発射の強度 (1)

### 1 測定系統図



### 2 測定器の条件等

(1) 搬送波近傍の帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注1)
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値（例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10~-15dBm程度）
データ点数	400点以上（例 1001点）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注1：チャンネル間隔： 5MHz

搬送波周波数± (2.55MHz~7.55MHz)

搬送波周波数± (7.55MHz~12.55MHz)

チャンネル間隔：10MHz

搬送波周波数± (5.05MHz~10.05MHz)

搬送波周波数± (10.05MHz~15.05MHz)

チャンネル間隔：15MHz

搬送波周波数± (7.55MHz~12.55MHz)

搬送波周波数± (12.55MHz~17.55MHz)

チャンネル間隔：20MHz

搬送波周波数±(10.05MHz～15.05MHz)

搬送波周波数±(15.05MHz～20.05MHz)

(2) 帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注2)
分解能帯域幅	(注3)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値(例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10～-15dBm程度)
データ点数	400点以上(例 1001点)
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注2：掃引周波数幅は次の通りとする。

(800MHz帯) 850MHz ～ 905MHz

ただし、搬送波周波数近傍の次の周波数範囲を除く

チャンネル間隔：5MHz

搬送波周波数±12.55MHz未満

チャンネル間隔：10MHz

搬送波周波数±15.05MHz未満

チャンネル間隔：15MHz

搬送波周波数±17.55MHz未満

チャンネル間隔：20MHz

搬送波周波数±20.05MHz未満

(1.5GHz帯) 1,465.9MHz～1520.9MHz

(1.7GHz帯) 1,834.9MHz～1889.9MHz

(2.0GHz帯) 2,100MHz ～ 2,180MHz

ただし、搬送波周波数近傍の次の周波数範囲を除く

チャンネル間隔：5MHz

搬送波周波数±13.0MHz未満

チャンネル間隔：10MHz

搬送波周波数±15.5MHz未満

チャンネル間隔：15MHz

搬送波周波数±18.0MHz未満

チャンネル間隔：20MHz

搬送波周波数±20.5MHz未満

注3：分解能帯域幅は次の通りとする。

(800MHz帯) 100kHz

(1.5GHz帯) 1MHz

(1.7GHz帯) 1MHz

(2.0GHz帯) 1MHz

(3) 帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 0 0 kHz (注 1 の周波数範囲及び 8 0 0 MHz 帯) 1 MHz (注 2 の周波数範囲。ただし、8 0 0 MHz 帯を除く)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍程度
Y 軸スケール	1 0 dB/D i v
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値 (例 ミキサ入力における搬送波のレベルが - 1 0 から - 1 5 dBm 程度)
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

### 3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、連続送信状態とする。
- (2) 電力制御を最大とし、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

### 4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器の設定を 2 (1) とし、各掃引周波数幅毎に不要発射を探索する。
- (2) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトル分析器の設定を上記 2 (3) とし、掃引終了後、全データ点の値 (dBm 値) を電力の真数に変換し、平均を求める。
- (4) スペクトル分析器の設定を 2 (2) とし、各掃引周波数幅毎に不要発射を探索する。
- (5) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (6) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトル分析器の設定を上記 2 (3) とし、掃引終了後、全データ点の値 (dBm 値) を電力の真数に変換し、平均を求める。
- (7) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

### 5 試験結果の記載方法

- (1) 不要発射振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm/1 0 0 kHz 又は dBm/MHz 単位で記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと (参照帯域幅内) における総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の 1 波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。
- (3) (2) において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。

### 6 その他の条件

- (1) 測定結果が許容値に対し 3 dB 以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器の Y 軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (2) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定で良い。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。



(4) 3 (3) において、空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ（個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであって、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有するもの。）の場合は、一の空中線電力を最大として測定する他、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

(5) 4 (3) において、バースト波の場合は、測定値にバースト時間率（注4）の逆数を乗じた値を測定結果とする。

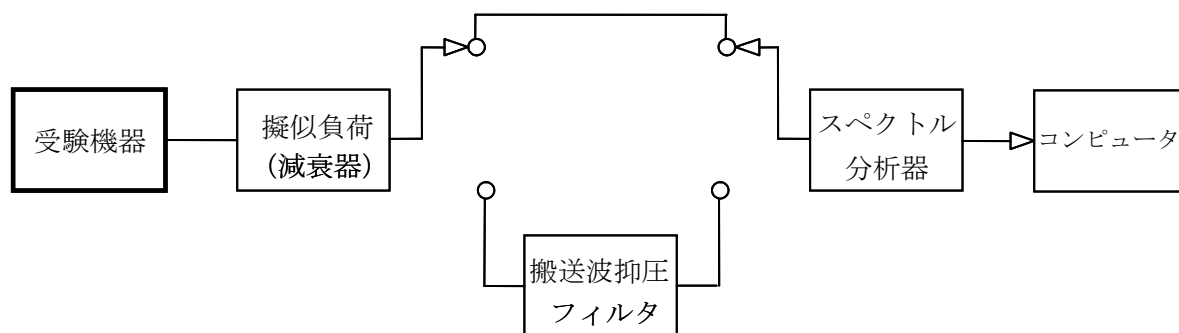
注4：バースト時間率＝（電波を発射している時間／バースト周期）

なお、分解能帯域幅の選択度特性の影響により、測定値が過大に表示される場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅以下の30kHzとして参照帯域幅内の電力を積算する方法としても良い。

## 六 スプリアス発射又は不要発射の強度（2）

### （スプリアス領域における不要発射の強度）

#### 1 測定系統図



#### 2 測定器の条件等

(1) 搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。

(2) 不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅及び分解能帯域幅

9 kHz～150 kHz	: 1 kHz
150 kHz～30 MHz	: 10 kHz
30 MHz～1 GHz (注1)	: 100 kHz
1 GHz～12.75 GHz (注1)	: 1 MHz

ただし1, 884.5 MHz～1, 919.6 MHz : 300 kHz

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

掃引時間 測定精度が保証される最小時間

Y軸スケール 10dB/Div

入力レベル 最大のダイナミックレンジとなる値（例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10～-15dBm程度）

データ点数 400点以上（例 1001点）

掃引モード 単掃引

検波モード ポジティブピーク

注1：掃引周波数幅として次の周波数範囲を除く。

(800MHz帯) 850MHz ～ 905MHz

(1.5GHz帯) 1,465.9MHz～1520.9MHz

(1. 7 GHz 帯) 1, 834.9 MHz ~ 1889.9 MHz

(2. 0 GHz 帯) 2, 100 MHz ~ 2, 180 MHz

(3) 不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数 不要発射周波数

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 (各周波数帯毎に選択する。)

9 kHz ~ 150 kHz : 1 kHz

150 kHz ~ 30 MHz : 10 kHz

30 MHz ~ 1 GHz : 100 kHz

1 GHz ~ 12.75 GHz : 1 MHz

ただし 1, 884.5 MHz ~ 1, 919.6 MHz : 300 kHz

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅の3倍程度

掃引時間 測定精度が保証される最小時間

Y軸スケール 10 dB/Div

入力レベル 最大のダイナミックレンジとなる値 (例 ミキサ入力における搬送波のレベルが -10 ~ -15 dBm 程度)

掃引モード 単掃引

検波モード サンプル

### 3 受験機器の状態

(1) 試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

(2) 電力制御を最大出力とし、スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

(3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

### 4 測定操作手順

(1) スペクトル分析器の設定を2(2)とし、各掃引周波数帯毎に不要発射を探索する。

(2) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。

(3) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100 MHz、10 MHz 及び1 MHz のように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記2(3)とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ (dBm 値) を電力の真数に変換し、平均を求めて(すなわち全データの総和をデータ数で除し)それを dBm 値に変換し、不要発射の振幅値とする。

(4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

### 5 試験結果の記載方法

(1) 結果は、上記で測定した不要発射の振幅値を下記に基づいて、各帯域幅あたりの絶対値で記載する。

9 kHz ~ 150 kHz : dBm / 1 kHz

150 kHz ~ 30 MHz : dBm / 10 kHz

30 MHz ~ 1 GHz : dBm / 100 kHz

1 GHz ~ 12.75 GHz : dBm / 1 MHz

1, 884.5 MHz ~ 1, 919.6 MHz : dBm / 300 kHz

2, 010 MHz ~ 2, 025 MHz : dBm / 1 MHz

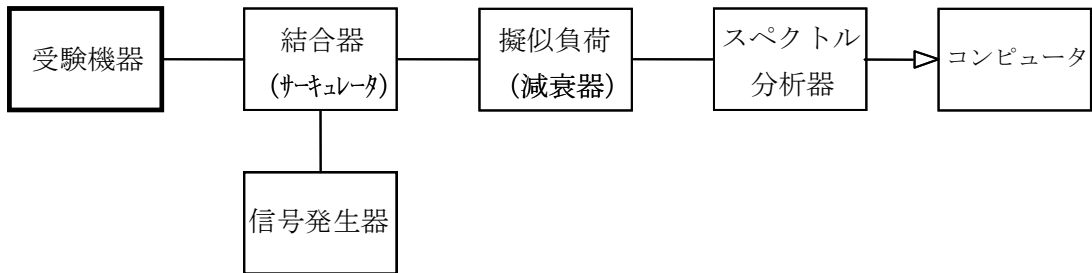
- (2) 多数点を記載する場合は、許容値の帯域毎にレベルの降順に並べ周波数とともに記載する。
- (3) 給電点から空中線接続端子の間に不要発射を減衰させるフィルタを有する場合は(1)で求めた測定値からフィルタの減衰量を減じた値を記載する。この場合においてフィルタの減衰量を用いたことも記載する。ただし、給電線等の結合により減衰量が低下する場合は、低下した減衰量を用いる。  
(例：表示は、測定値が(−15 dBm/300 kHz)、補正に用いる減衰量が(30 dB)の場合、−45 dBm/300 kHzとなる。)
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと(参照帯域幅内)における総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。
- (5) (4)において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。

## 6 その他の条件

- (1) 4(3)で測定した場合は、スペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (2) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
- (3) 搬送波抑圧フィルタを使用する場合、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがある。この場合は、測定値を補正する。
- (4) 給電点から空中線接続端子の間に用いる不要発射を減衰させるフィルタの減衰量は通過域の挿入損失と阻止域の減衰量の差を用いること。また、工事設計の認証において複数の種類のフィルタ(基地局によって用いるフィルタが異なる場合。)を用いる場合であつて減衰量が異なる場合は、補正に用いる減衰量は複数種類のフィルタ減衰量の内最も少ない値を用いること。
- (5) (4)のフィルタの入出力において給電線等により、フィルタの減衰量を超える結合によって、全体の減衰量が低下する場合は、補正に用いる減衰量は結合によって低下した減衰量とする。ただし、構造が銅コルゲート管又はセミリジット型の給電線を使用する場合は、上記結合を考慮しなくて良い。  
(例：フィルタの(減衰量−挿入損失)が70 dBであつても、給電線等による結合によって減衰量が60 dBに低下する場合は、補正に用いる減衰量は60 dBとする。)
- (6) フィルタの減衰量及び挿入損失は、測定周波数範囲の実測データを添付すること。また、仕様値も提出されることが望ましい。
- (7) 複数の空中線端子を有する場合であつても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定で良い。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。
- (8) 3(3)において、空間分割多重方式(アダプティブアレーアンテナ(個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであつて、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有するもの。))の場合は、一の空中線電力を最大として測定する他、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

七 スプリアス発射又は不要発射の強度  
(送信相互変調特性)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 隣接チャネル領域 (注1) における送信相互変調積測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	(注2)
分解能帯域幅	30 kHz
ビデオ帯域幅	100 kHz
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値 (例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10~-15 dBm 程度)
データ点数	400点以上 (例 1001点)
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド
掃引回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数 (例 10回程度)

注1：隣接チャネル領域とは、隣接チャネル漏洩電力の技術基準が定められている周波数範囲とする。

注2：チャネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャネル間隔： 5 MHz

中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ± 5 MHz	5.0 MHz 及び 4.5 MHz
搬送波周波数 ± 10 MHz	5.0 MHz 及び 4.5 MHz

チャネル間隔： 10 MHz

中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ± 7.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 ± 10 MHz	9.0 MHz
搬送波周波数 ± 12.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 ± 20 MHz	9.0 MHz

チャネル間隔： 15 MHz

中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ± 10 MHz	5.0 MHz

搬送波周波数±1.5MHz	5.0MHz及び13.5MHz
搬送波周波数±3.0MHz	13.5MHz
チャンネル間隔 : 2.0MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数±12.5MHz	5.0MHz
搬送波周波数±17.5MHz	5.0MHz
搬送波周波数±2.0MHz	1.8MHz
搬送波周波数±4.0MHz	1.8MHz

(2) 隣接チャンネル領域における1MHz帯域幅当たりの送信相互変調積探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注3)
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	100kHz
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値 (例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10~-15dBm程度)
データ点数	400点以上 (例 1001点)
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注3 : チャンネル間隔 : 5MHz

搬送波周波数 ± ( 2.75MHz ~ 7.25MHz )  
搬送波周波数 ± ( 7.75MHz ~ 12.25MHz )

チャンネル間隔 : 1.0MHz

搬送波周波数 ± ( 5.50MHz ~ 14.50MHz )  
搬送波周波数 ± ( 15.50MHz ~ 24.50MHz )

チャンネル間隔 : 1.5MHz

搬送波周波数 ± ( 8.08MHz ~ 21.75MHz )  
搬送波周波数 ± ( 23.25MHz ~ 36.75MHz )

チャンネル間隔 : 2.0MHz

搬送波周波数 ± ( 10.58MHz ~ 29.00MHz )  
搬送波周波数 ± ( 31.00MHz ~ 49.00MHz )

(3) 隣接チャンネル領域における1MHz帯域幅当たりの送信相互変調積測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	探索された周波数 (注4)
掃引周波数幅	1MHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	100kHz
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上 (例 1001点)
掃引モード	単掃引

検波モード                      サンプル

注4 不要発射周波数（探索された周波数）が注2の境界周波数から500kHz以内の場合は、中心周波数を境界周波数から500kHzだけ離れた周波数として掃引周波数幅が注3の周波数範囲を超えないようにする。

(4) 帯域外領域における送信相互変調最大値探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注5)
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値（例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10~-15dBm程度）
データ点数	400点以上（例 1001点）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注5：チャンネル間隔： 5MHz

搬送波周波数±（2.55MHz~7.55MHz）

搬送波周波数±（7.55MHz~12.55MHz）

チャンネル間隔：10MHz

搬送波周波数±（5.05MHz~10.05MHz）

搬送波周波数±（10.05MHz~15.05MHz）

チャンネル間隔：15MHz

搬送波周波数±（7.55MHz~12.55MHz）

搬送波周波数±（12.55MHz~17.55MHz）

チャンネル間隔：20MHz

搬送波周波数±（10.05MHz~15.05MHz）

搬送波周波数±（15.05MHz~20.05MHz）

(5) 帯域外領域における送信相互変調積探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注6)
分解能帯域幅	(注7)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値（例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10~-15dBm程度）
データ点数	400点以上（例 1001点）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注6：掃引周波数幅は次の通りとする。

(800MHz帯)

チャンネル間隔： 5MHz

搬送波周波数±（12.55MHz~22.5MHz）

チャンネル間隔：10MHz

搬送波周波数± (15.05 MHz～30 MHz)

チャンネル間隔：15 MHz

搬送波周波数± (17.55 MHz～37.5 MHz)

チャンネル間隔：20 MHz

搬送波周波数± (20.05 MHz～45 MHz)

(1.5 GHz 帯) (1.7 GHz 帯) (2 GHz 帯)

チャンネル間隔：5 MHz

搬送波周波数± (13.0 MHz～22.5 MHz)

チャンネル間隔：10 MHz

搬送波周波数± (15.5 MHz～30 MHz)

チャンネル間隔：15 MHz

搬送波周波数± (18.0 MHz～37.5 MHz)

チャンネル間隔：20 MHz

搬送波周波数± (20.5 MHz～45 MHz)

注7：分解能帯域幅は次の通りとする。

(800 MHz 帯) 100 kHz

(1.5 GHz 帯) 1 MHz

(1.7 GHz 帯) 1 MHz

(2.0 GHz 帯) 1 MHz

(6) 帯域外領域における送信相互変調積振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数 不要発射周波数

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 100 kHz (注5の周波数範囲及び800 MHz 帯)

1 MHz (注6の周波数範囲。ただし、800 MHz 帯を除く)

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅の3倍程度

Y軸スケール 10 dB/Div

入力レベル 最大のダイナミックレンジとなる値 (例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10から-15 dBm 程度)

掃引モード 単掃引

検波モード サンプル

#### 4 測定操作手順

##### I 隣接チャンネル領域における送信相互変調積の測定

(1) スペクトル分析器を2(1)のように設定する。

(2) 搬送波電力(PC)の測定

ア 搬送波周波数を中心周波数とし、掃引周波数幅をチャンネル間隔として掃引する。

イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

ウ 全データについて、dB値を電力次元の真数(相対値で良い)に変換する。

エ 全データの電力総和を求め、これをPCとする。(注8)

注8 電力総和の計算は以下の式による。ただし、参照帯域幅内のRMS値が直接求められるスペクトル分析器の場合は、測定値としても良い。

$$P_s = \left( \sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R_{BW} \times n}$$

$P_s$  : 各周波数での掃引周波数幅内の電力総和の測定値 (W)

$E_i$  : 1 サンプルの測定値 (W)

$S_w$  : 掃引周波数幅 (MHz)

$n$  : 掃引周波数幅内のサンプル点数

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

- (3) 信号発生器からチャンネル間隔 5 MHz の変調信号で変調をかけた、希望波の定格出力より 30 dB 低いレベルの信号を発生する。
- (4) 信号発生器の周波数を搬送波周波数  $-5\text{ MHz}$ 、 $-7.5\text{ MHz}$ 、 $-10\text{ MHz}$ 、 $-12.5\text{ MHz}$ 、 $-15\text{ MHz}$ 、 $-17.5\text{ MHz}$ 、 $-20\text{ MHz}$  又は  $-22.5\text{ MHz}$  (注9) に設定する。
- (5) 上側隣接チャンネル領域における送信相互変調積 (PU) の測定
  - ア 搬送波周波数  $+5\text{ MHz}$ 、 $+7.5\text{ MHz}$ 、 $+10\text{ MHz}$ 、 $+12.5\text{ MHz}$ 、 $+15\text{ MHz}$ 、 $+17.5\text{ MHz}$ 、 $+20\text{ MHz}$ 、 $+30\text{ MHz}$  又は  $+40\text{ MHz}$  (注9) の中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
    - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
    - ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。
    - エ 掃引周波数幅を 5.0 MHz とした場合には、真数に変換したデータについて、3.84 MHz 帯域幅の RRC フィルタ (ロールオフ率 0.22) の特性により各データに補正をかける。
    - オ 全データの電力総和を求め、これを PU とする。(注8)
- (6) 信号発生器の周波数を搬送波周波数  $+5\text{ MHz}$ 、 $+7.5\text{ MHz}$ 、 $+10\text{ MHz}$ 、 $+12.5\text{ MHz}$ 、 $+15\text{ MHz}$ 、 $+17.5\text{ MHz}$ 、 $+20\text{ MHz}$  又は  $+22.5\text{ MHz}$  (注9) に設定する。
- (7) 下側隣接チャンネル領域における送信相互変調積 (PL) の測定
  - ア 搬送波周波数  $-5\text{ MHz}$ 、 $-7.5\text{ MHz}$ 、 $-10\text{ MHz}$ 、 $-12.5\text{ MHz}$ 、 $-15\text{ MHz}$ 、 $-17.5\text{ MHz}$ 、 $-20\text{ MHz}$ 、 $-30\text{ MHz}$  又は  $-40\text{ MHz}$  (注9) の中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
    - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
    - ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。
    - エ 掃引周波数幅を 5.0 MHz とした場合には、真数に変換したデータについて、3.84 MHz 帯域幅の RRC フィルタ (ロールオフ率 0.22) の特性により各データに補正をかける。
    - オ 全データの電力総和を求め、これを PL とする。(注8)
- (8) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

注9 : 信号発生器の周波数ごとに、スペクトル分析器の中心周波数と掃引周波数幅を以下の通りとする。

チャンネル間隔 : 5 MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 $-5\text{ MHz}$	搬送波周波数 $+5\text{ MHz}$	5.0 MHz
搬送波周波数 $-5\text{ MHz}$	搬送波周波数 $+5\text{ MHz}$	4.5 MHz
搬送波周波数 $-10\text{ MHz}$	搬送波周波数 $+10\text{ MHz}$	5.0 MHz
搬送波周波数 $-10\text{ MHz}$	搬送波周波数 $+10\text{ MHz}$	4.5 MHz
搬送波周波数 $+5\text{ MHz}$	搬送波周波数 $-5\text{ MHz}$	5.0 MHz
搬送波周波数 $+5\text{ MHz}$	搬送波周波数 $-5\text{ MHz}$	4.5 MHz



搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - 10 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - 10 MHz	4.5 MHz
チャンネル間隔 : 10 MHz		
信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 - 7.5 MHz	搬送波周波数 + 7.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 - 7.5 MHz	搬送波周波数 + 10 MHz	9.0 MHz
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + 12.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + 10 MHz	9.0 MHz
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + 20 MHz	9.0 MHz
搬送波周波数 + 7.5 MHz	搬送波周波数 - 7.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 + 7.5 MHz	搬送波周波数 - 10 MHz	9.0 MHz
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - 12.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - 10 MHz	9.0 MHz
搬送波周波数 + 17.5 MHz	搬送波周波数 - 20 MHz	9.0 MHz

チャンネル間隔 : 15 MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 - 10 MHz	搬送波周波数 + 10 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 - 15 MHz	搬送波周波数 + 15 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 - 15 MHz	搬送波周波数 + 15 MHz	13.5 MHz
搬送波周波数 - 20 MHz	搬送波周波数 + 15 MHz	13.5 MHz
搬送波周波数 - 20 MHz	搬送波周波数 + 30 MHz	13.5 MHz
搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - 10 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 + 15 MHz	搬送波周波数 - 15 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 + 15 MHz	搬送波周波数 - 15 MHz	13.5 MHz
搬送波周波数 + 20 MHz	搬送波周波数 - 15 MHz	13.5 MHz
搬送波周波数 + 20 MHz	搬送波周波数 - 30 MHz	13.5 MHz

チャンネル間隔 : 20 MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + 12.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + 20 MHz	18 MHz
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + 17.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + 20 MHz	18 MHz
搬送波周波数 - 22.5 MHz	搬送波周波数 + 20 MHz	18 MHz
搬送波周波数 - 22.5 MHz	搬送波周波数 + 40 MHz	18 MHz
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - 12.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - 20 MHz	18 MHz
搬送波周波数 + 17.5 MHz	搬送波周波数 - 17.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 + 17.5 MHz	搬送波周波数 - 20 MHz	18 MHz
搬送波周波数 + 22.5 MHz	搬送波周波数 - 20 MHz	18 MHz
搬送波周波数 + 22.5 MHz	搬送波周波数 - 40 MHz	18 MHz

## II 隣接チャンネル領域における1 MHz帯域幅当たりの送信相互変調積の測定

- (1) 信号発生器からチャンネル間隔5 MHzの変調信号で変調をかけた、希望波の定格出力より30 dB低いレベルの信号を発生する。

(2) 信号発生器の周波数を搬送波周波数  $-5\text{ MHz}$ 、 $-7.5\text{ MHz}$ 、 $-10\text{ MHz}$ 、 $-12.5\text{ MHz}$ 、 $-15\text{ MHz}$ 、 $-17.5\text{ MHz}$ 、 $-20\text{ MHz}$  又は $-22.5\text{ MHz}$  (注10) に設定する。

(3) 上側隣接チャンネル漏洩電力 (PU) の測定

ア スペクトル分析器の設定を2(3)とし、各掃引周波数幅毎に隣接チャンネル漏洩電力を探索する。

イ 探索した漏洩電力の(振幅測定値+分解能帯域幅換算値(注11))が許容値以下の場合、(振幅測定値+分解能帯域幅換算値)を測定値とする。

注11 (分解能帯域幅換算値) =  $10 \log \left( \frac{\text{参照帯域幅}}{\text{測定時の分解能帯域幅}} \right)$

分解能帯域幅換算値 :  $15.2\text{ dB}$

ウ 探索した漏洩電力の(振幅測定値+分解能帯域幅換算値)が許容値を超える場合、許容値を超える周波数において、次のエからキの手順で詳細測定を行う。

エ スペクトル分析器を2(4)のように設定する。スペクトル分析器の中心周波数は、ウにおいて許容値を超える各周波数(注4)とする。

オ スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

カ 全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

キ 全データの電力総和を求め、これをPsとする。(注12)

ク 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

注12 電力総和の計算は以下の式による。ただし、バースト波の場合は、6(8)の補正を行うことにより測定値とすること。

$$P_s = \left( \sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R_{BW} \times k \times n}$$

Ps : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)

Ei : 1サンプルの測定値 (W)

Sw : 掃引周波数幅 (MHz)

n : 参照帯域幅内のサンプル点数

k : 等価雑音帯域幅の補正值

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

(4) 信号発生器の周波数を搬送波周波数  $+5\text{ MHz}$ 、 $+7.5\text{ MHz}$ 、 $+10\text{ MHz}$ 、 $+12.5\text{ MHz}$ 、 $+15\text{ MHz}$ 、 $+17.5\text{ MHz}$ 、 $+20\text{ MHz}$  又は $+22.5\text{ MHz}$  (注10) に設定する。

(5) 下側隣接チャンネル漏洩電力 (PL) の測定

ア スペクトル分析器の設定を2(2)とし、各掃引周波数幅毎に隣接チャンネル漏洩電力を探索する。

イ (3)イ からクと同様にして隣接チャンネル漏洩電力の測定を行う。

(6) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

注10 : 信号発生器の周波数ごとに、スペクトル分析器の中心周波数と掃引周波数幅を以下の通りとする。

チャンネル間隔 :  $5\text{ MHz}$

信号発生器の周波数

掃引周波数幅

搬送波周波数  $-5\text{ MHz}$  搬送波周波数+ ( $2.75\text{ MHz} \sim 7.25\text{ MHz}$ )

搬送波周波数  $-5\text{ MHz}$  搬送波周波数+ ( $7.75\text{ MHz} \sim 12.25\text{ MHz}$ )

搬送波周波数 - 10 MHz	搬送波周波数 + (2.75 MHz ~ 7.25 MHz)
搬送波周波数 - 10 MHz	搬送波周波数 + (7.75 MHz ~ 12.25 MHz)
搬送波周波数 - 15 MHz	搬送波周波数 + (2.75 MHz ~ 7.25 MHz)
搬送波周波数 - 15 MHz	搬送波周波数 + (7.75 MHz ~ 12.25 MHz)
搬送波周波数 + 5 MHz	搬送波周波数 - (2.75 MHz ~ 7.25 MHz)
搬送波周波数 + 5 MHz	搬送波周波数 - (7.75 MHz ~ 12.25 MHz)
搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - (2.75 MHz ~ 7.25 MHz)
搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - (7.75 MHz ~ 12.25 MHz)
搬送波周波数 + 15 MHz	搬送波周波数 - (2.75 MHz ~ 7.25 MHz)
搬送波周波数 + 15 MHz	搬送波周波数 - (7.75 MHz ~ 12.25 MHz)

チャンネル間隔 : 10 MHz

信号発生器の周波数

掃引周波数幅

搬送波周波数 - 7.5 MHz	搬送波周波数 + (5.50 MHz ~ 14.50 MHz)
搬送波周波数 - 7.5 MHz	搬送波周波数 + (15.50 MHz ~ 24.50 MHz)
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + (5.50 MHz ~ 14.50 MHz)
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + (15.50 MHz ~ 24.50 MHz)
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + (5.50 MHz ~ 14.50 MHz)
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + (15.50 MHz ~ 24.50 MHz)
搬送波周波数 + 7.5 MHz	搬送波周波数 - (5.50 MHz ~ 14.50 MHz)
搬送波周波数 + 7.5 MHz	搬送波周波数 - (15.50 MHz ~ 24.50 MHz)
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - (5.50 MHz ~ 14.50 MHz)
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - (15.50 MHz ~ 24.50 MHz)
搬送波周波数 + 17.5 MHz	搬送波周波数 - (5.50 MHz ~ 14.50 MHz)
搬送波周波数 + 17.5 MHz	搬送波周波数 - (15.50 MHz ~ 24.50 MHz)

チャンネル間隔 : 15 MHz

信号発生器の周波数

掃引周波数幅

搬送波周波数 - 10 MHz	搬送波周波数 + (8.08 MHz ~ 21.75 MHz)
搬送波周波数 - 10 MHz	搬送波周波数 + (23.25 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 - 15 MHz	搬送波周波数 + (8.08 MHz ~ 21.75 MHz)
搬送波周波数 - 15 MHz	搬送波周波数 + (23.25 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 - 20 MHz	搬送波周波数 + (8.08 MHz ~ 21.75 MHz)
搬送波周波数 - 20 MHz	搬送波周波数 + (23.25 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - (8.08 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - (23.25 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 + 15 MHz	搬送波周波数 - (8.08 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 + 15 MHz	搬送波周波数 - (23.25 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 + 20 MHz	搬送波周波数 - (8.08 MHz ~ 36.75 MHz)
搬送波周波数 + 20 MHz	搬送波周波数 - (23.25 MHz ~ 36.75 MHz)

チャンネル間隔 : 20 MHz

信号発生器の周波数

掃引周波数幅

搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + (10.58 MHz ~ 29.00 MHz)
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + (31.00 MHz ~ 49.00 MHz)
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + (10.58 MHz ~ 29.00 MHz)

搬送波周波数－17.5MHz 搬送波周波数＋(31.00MHz～49.00MHz)  
 搬送波周波数－22.5MHz 搬送波周波数＋(10.58MHz～29.00MHz)  
 搬送波周波数－22.5MHz 搬送波周波数＋(31.00MHz～49.00MHz)  
 搬送波周波数＋12.5MHz 搬送波周波数－(10.58MHz～29.00MHz)  
 搬送波周波数＋12.5MHz 搬送波周波数－(31.00MHz～49.00MHz)  
 搬送波周波数＋17.5MHz 搬送波周波数－(10.58MHz～29.00MHz)  
 搬送波周波数＋17.5MHz 搬送波周波数－(31.00MHz～49.00MHz)  
 搬送波周波数＋22.5MHz 搬送波周波数－(10.58MHz～29.00MHz)  
 搬送波周波数＋22.5MHz 搬送波周波数－(31.00MHz～49.00MHz)

### III 帯域外領域における送信相互変調積の測定

- (1) 信号発生器からチャンネル間隔5MHzの変調信号で変調をかけた、希望波の定格出力より30dB低いレベルの信号を発生する。
- (2) 信号発生器の周波数を搬送波周波数－5MHz、－7.5MHz、－10MHz、－12.5MHz、－15MHz、－17.5MHz、－20MHz又は－22.5MHz(注13)に設定する。
- (3) スペクトル分析器を2(4)及び2(5)のように設定して、搬送波周波数より高い測定周波数範囲内(注13)を測定する。
- (4) 2(4)及び2(5)の各掃引周波数幅について掃引し、それぞれの帯域での電力の最大値を求める。探索した値が許容値を満足する場合は、2(6)の測定は行わず、求めた値を測定値とする。
- (5) 探索した値が許容値を超えた場合、最大値が得られた周波数でスペクトル分析器を2(6)のように設定しバースト内平均値を求め測定値とする。
- (6) 信号発生器の周波数を搬送波周波数＋5MHz、＋7.5MHz、＋10MHz、＋12.5MHz、＋15MHz、＋17.5MHz、＋20MHz又は＋22.5MHz(注13)に設定する。
- (7) スペクトル分析器を2(4)及び2(5)のように設定して、搬送波周波数より低い測定周波数範囲内(注13)を測定する。
- (8) 2(4)及び2(5)の各掃引周波数幅について掃引し、それぞれの帯域での電力の最大値を求める。探索した値が許容値を満足する場合は、2(6)の測定は行わず、求めた値を測定値とする。
- (9) 探索した値が許容値を超えた場合、最大値が得られた周波数でスペクトル分析器を2(6)のように設定しバースト内平均値を求め測定値とする。
- (10) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

注13：

チャンネル間隔：5MHz

信号発生器の周波数	測定周波数範囲
搬送波周波数－5MHz	搬送波周波数＋(2.55MHz～12.5MHz)
搬送波周波数－10MHz	搬送波周波数＋(2.55MHz～17.5MHz)
搬送波周波数＋5MHz	搬送波周波数－(2.55MHz～12.5MHz)
搬送波周波数＋10MHz	搬送波周波数－(2.55MHz～17.5MHz)
搬送波周波数－15MHz	搬送波周波数＋(7.5MHz～22.5MHz)
搬送波周波数＋15MHz	搬送波周波数－(7.5MHz～22.5MHz)

チャンネル間隔：10MHz

信号発生器の周波数

測定周波数範囲

搬送波周波数 - 7.5 MHz	搬送波周波数 + (5.05 MHz ~ 20 MHz)
搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + (5.05 MHz ~ 25 MHz)
搬送波周波数 + 7.5 MHz	搬送波周波数 - (5.05 MHz ~ 20 MHz)
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - (5.05 MHz ~ 25 MHz)
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + (5.05 MHz ~ 30 MHz)
搬送波周波数 + 17.5 MHz	搬送波周波数 - (5.05 MHz ~ 30 MHz)

チャンネル間隔：15 MHz

信号発生器の周波数

測定周波数範囲

搬送波周波数 - 10 MHz	搬送波周波数 + (7.55 MHz ~ 27.5 MHz)
搬送波周波数 - 15 MHz	搬送波周波数 + (7.55 MHz ~ 32.5 MHz)
搬送波周波数 + 10 MHz	搬送波周波数 - (7.55 MHz ~ 27.5 MHz)
搬送波周波数 + 15 MHz	搬送波周波数 - (7.55 MHz ~ 32.5 MHz)
搬送波周波数 - 20 MHz	搬送波周波数 + (7.55 MHz ~ 37.5 MHz)
搬送波周波数 + 20 MHz	搬送波周波数 - (7.55 MHz ~ 37.5 MHz)

チャンネル間隔：20 MHz

信号発生器の周波数

測定周波数範囲

搬送波周波数 - 12.5 MHz	搬送波周波数 + (10.05 MHz ~ 35 MHz)
搬送波周波数 - 17.5 MHz	搬送波周波数 + (10.05 MHz ~ 40 MHz)
搬送波周波数 + 12.5 MHz	搬送波周波数 - (10.05 MHz ~ 35 MHz)
搬送波周波数 + 17.5 MHz	搬送波周波数 - (15.05 MHz ~ 40 MHz)
搬送波周波数 - 22.5 MHz	搬送波周波数 + (10.05 MHz ~ 45 MHz)
搬送波周波数 + 22.5 MHz	搬送波周波数 - (10.05 MHz ~ 45 MHz)

## 5 試験結果の記載方法

(1) 4 I で求めた結果は、下記の式により計算する。

① 上側隣接チャンネル漏洩電力比  $10 \log (PU/PC)$

② 下側隣接チャンネル漏洩電力比  $10 \log (PL/PC)$

相対値で記載する場合は、①、②で算出した値を dBc 単位で記載する。絶対値で記載する場合は、予め測定した空中線電力の測定値に上記の比を用いて算出し dBm 単位で記載する。

(2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の空中線電力に (1) で求めた比を乗じて (dB を減じて) 隣接チャンネル漏洩電力の絶対値を空中線毎に算出し真数で加算して、隣接チャンネル漏洩電力の総和を PU 又は PL とし、空中線電力の総和を PC として (1) の式により算出した値を dBc 単位で記載する。

(3) (2) において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。

(4) 4 II で求めた結果は、dBm/MHz 単位で記載する。

(5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子毎に求めた値を真数で加算して、隣接チャンネル漏洩電力の総和を dBm/MHz 単位で記載する。

(6) (5) において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。

(7) 4 III で求めた結果は、送信相互変調振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm/100 kHz 又は dBm/MHz 単位で記載する。

(8) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと (参

照帯域幅内)における総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

(9) (8)において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。

## 6 その他の条件

(1) 4 III (4) 及び5 (7) において、技術基準が異なる帯域ごとに送信相互変調積の最大の1波としているが、技術基準の許容値が傾斜した直線で規定される帯域においては、許容値に対し最も余裕のない1波とする。

(2) 妨害信号を付加する場合、信号発生器の相互変調歪除去及び信号レベル確保のため必要であればアイソレータ、増幅器等を使用する。

(3) スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合、搬送波と離調周波数における電力の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法も可能である。ただしスペクトル分析器に過大な信号が入力されないよう注意が必要である。

(4) 送信信号をサンプリングして取り込み、FFT処理により周波数領域に変換して各離調周波数における電力を求める方法も可能である。

(5) 測定結果が許容値に対し3 dB 以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

(6) 2 (1) において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、受験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態(注14)であつて、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードをRMS平均としても良い。

注14：全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリア(例 全リソースブロック)が電波を発射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発射しないサブキャリアは、電波を発射することを要しない。

(7) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。

(8) 4 II (3) 注12においてバースト波の場合は、測定値にバースト時間率(注15)の逆数を乗じた値を測定結果とする。

注15：バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)

(9) 5 (2) において、各周波数ごとにおける総和を記載することとしているが、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線本数(注16)で除した値を超える周波数において1MHz帯域内の値の総和を求める。なお、全ての空中線端子において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線本数を乗じた値を表示しても良い。

注16：空中線本数は、同時に電波を発射する空中線の本数であつて、同時に電波を発射しない空中線の本数を含まない。

(10) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定で良い。ただし、空中線を選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。

(11) 3 (3) において、アダプティブアレーアンテナ(個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであつて、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機

能を有するもの。)の場合は、一の空中線電力を最大として測定する他、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

(12) 4 II (2)、(4)の掃引周波数範囲は、注10の周波数範囲を連続させた以下の掃引周波数範囲を一括して掃引しても良い。ただし、技術基準で定められない周波数範囲の測定値は用いないものとする。

チャンネル間隔 : 5 MHz  
掃引周波数幅 搬送波周波数± (2.75 MHz~12.25 MHz)

チャンネル間隔 : 10 MHz  
掃引周波数幅 搬送波周波数± (5.50 MHz~24.50 MHz)

チャンネル間隔 : 15 MHz  
掃引周波数幅 搬送波周波数± (8.08 MHz~36.75 MHz)

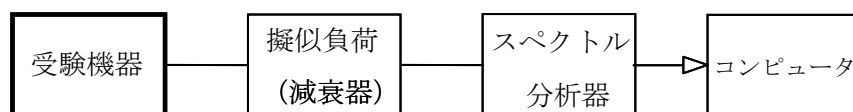
チャンネル間隔 : 20 MHz  
掃引周波数幅 搬送波周波数± (10.58 MHz~49.00 MHz)

(13) 4 III (5)、(9)において、バースト波の場合は、測定値にバースト時間率(注15)の逆数を乗じた値を測定結果とする。

なお、分解能帯域幅の選択度特性の影響により、測定値が過大に表示される場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅以下の30kHzとして参照帯域幅内の電力を積算する方法としても良い。

## 八 隣接チャンネル漏洩電力

### 1 測定系統図



### 2 測定器の条件等

(1) 隣接チャンネル帯域幅当たりの漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	(注1)
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	100kHz
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値(例 ミキサ入力における搬送波のレベルが-10~-15dBm程度)
データ点数	400点以上(例 1001点)
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド
掃引回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数(例 10回程度)

注1: チャンネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャンネル間隔 : 5 MHz

中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ± 5 MHz	5.0 MHz 及び 4.5 MHz

搬送波周波数 ± 10 MHz  
チャンネル間隔 : 10 MHz

中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ± 7.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 ± 12.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 ± 10 MHz	9.0 MHz
搬送波周波数 ± 20 MHz	9.0 MHz

チャンネル間隔 : 15 MHz

中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ± 10 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 ± 15 MHz	5.0 MHz 及び 13.5 MHz
搬送波周波数 ± 30 MHz	13.5 MHz

チャンネル間隔 : 20 MHz

中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ± 12.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 ± 17.5 MHz	5.0 MHz
搬送波周波数 ± 20 MHz	18 MHz
搬送波周波数 ± 40 MHz	18 MHz

(2) 1 MHz 帯域幅当たりの隣接チャンネル漏洩電力探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注2)
分解能帯域幅	30 kHz
ビデオ帯域幅	100 kHz
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値 (例 ミキサ入力における搬送波のレベルが -10 ~ -15 dBm 程度)
データ点数	400 点以上 (例 1001 点)
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注2 : チャンネル間隔 : 5 MHz

搬送波周波数 ± ( 2.75 MHz ~ 7.25 MHz)

搬送波周波数 ± ( 7.75 MHz ~ 12.25 MHz)

チャンネル間隔 : 10 MHz

搬送波周波数 ± ( 5.50 MHz ~ 14.50 MHz)

搬送波周波数 ± ( 15.50 MHz ~ 24.50 MHz)

チャンネル間隔 : 15 MHz

搬送波周波数 ± ( 8.08 MHz ~ 21.75 MHz)

搬送波周波数 ± ( 23.25 MHz ~ 36.75 MHz)

チャンネル間隔 : 20 MHz

搬送波周波数 ± ( 10.58 MHz ~ 29.00 MHz)

搬送波周波数 ± ( 31.00 MHz ~ 49.00 MHz)



(3) 1 MHz 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	探索された周波数 (注3)
掃引周波数幅	1 MHz
分解能帯域幅	30 kHz
ビデオ帯域幅	100 kHz
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上 (例 1001点)
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注3 不要発射周波数 (探索された周波数) が注2の境界周波数から500 kHz以内の場合は、中心周波数を境界周波数から500 kHzだけ離れた周波数として掃引周波数幅が注2の周波数範囲を超えないようにする。

### 3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、連続送信状態とする。
- (2) 電力制御を最大出力とし、隣接チャネル漏洩電力が最大となる状態に設定する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力として測定するほか、実運用状態で空中線電力の総和が最大となる状態として測定する。

### 4 測定操作手順

#### I 隣接チャネル帯域幅当たりの漏洩電力の測定

- (1) スペクトル分析器を2(1)のように設定する。
- (2) 搬送波電力 (PC) の測定
  - ア 搬送波周波数を中心周波数とし、掃引周波数幅をチャネル間隔として掃引する。
  - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
  - ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数 (相対値で良い) に変換する。
  - エ 全データの電力総和を求め、これを PC とする。(注4)

注4 電力総和の計算は以下の式による。ただし、参照帯域幅内の RMS 値が直接求められるスペクトル分析器の場合は、測定値としても良い。

$$P_s = \left( \sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R_{BW} \times n}$$

$P_s$  : 各周波数での掃引周波数幅内の電力総和の測定値 (W)

$E_i$  : 1 サンプルの測定値 (W)

$S_w$  : 掃引周波数幅 (MHz)

$n$  : 掃引周波数幅内のサンプル点数

$R_{BW}$  : 分解能帯域幅 (MHz)

#### (3) 上側隣接チャネル漏洩電力 (PU) の測定

- ア 搬送波周波数 + 5 MHz、+ 7.5 MHz、+ 10 MHz、+ 12.5 MHz、+ 15 MHz、+ 17.5 MHz、+ 20 MHz、+ 30 MHz 又は + 40 MHz (注5) の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
- イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

- ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。
- エ 掃引周波数幅を 5.0 MHz とした場合には、真数に変換したデータについて、3.84 MHz 帯域幅の RRC フィルタ（ロールオフ率 0.22）の特性により各データに補正をかける。
- オ 全データの電力総和を求め、これを PU とする。（注 4）

(4) 下側隣接チャネル漏洩電力 (PL) の測定

- ア 搬送波周波数 - 5 MHz、- 7.5 MHz、- 10 MHz、- 12.5 MHz、- 15 MHz、- 17.5 MHz、- 20 MHz - 30 MHz 又は - 40 MHz（注 5）の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。

イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。

エ 掃引周波数幅を 5.0 MHz とした場合には、真数に変換したデータについて、3.84 MHz 帯域幅の RRC フィルタ（ロールオフ率 0.22）の特性により各データに補正をかける。

オ 全データの電力総和を求め、これを PL とする。（注 4）

(5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

注 5：チャネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャネル間隔	: 5 MHz		
離調周波数	5 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	5 MHz	掃引周波数幅	4.5 MHz
離調周波数	10 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	10 MHz	掃引周波数幅	4.5 MHz
チャネル間隔	: 10 MHz		
離調周波数	7.5 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	12.5 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	10 MHz	掃引周波数幅	9.0 MHz
離調周波数	20 MHz	掃引周波数幅	9.0 MHz
チャネル間隔	: 15 MHz		
離調周波数	10 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	15 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	15 MHz	掃引周波数幅	13.5 MHz
離調周波数	30 MHz	掃引周波数幅	13.5 MHz
チャネル間隔	: 20 MHz		
離調周波数	12.5 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	17.5 MHz	掃引周波数幅	5.0 MHz
離調周波数	20 MHz	掃引周波数幅	18 MHz
離調周波数	40 MHz	掃引周波数幅	18 MHz

II 1 MHz 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力の測定

- (1) スペクトル分析器の設定を 2 (2) とし、各掃引周波数幅毎に隣接チャネル漏洩電力を探索する。
- (2) 探索した漏洩電力の（振幅測定値 + 分解能帯域幅換算値（注 6））が許容値以下の場合、（振幅測定値 + 分解能帯域幅換算値）を測定値とする。

注 6 (分解能帯域幅換算値) =  $10 \log ((\text{参照帯域幅}) / (\text{測定時の分解能帯域幅}))$

分解能帯域幅換算値 : 15.2 dB

- (3) 探索した漏洩電力の（振幅測定値＋分解能帯域幅換算値）が許容値を超える場合、許容値を超える周波数において、次の（4）から（7）の手順で詳細測定を行う。
- (4) スペクトル分析器を2（3）のように設定する。スペクトル分析器の中心周波数は、（3）において許容値を超える各周波数（注3）とする。
- (5) スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (6) 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- (7) 全データの電力総和を求め、これを  $P_s$  とする。（注7）
- (8) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

注7 電力総和の計算は以下の式による。ただし、バースト波の場合は、6（5）の補正を行うことにより測定値とすること。

$$P_s = \left( \sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R B W \times k \times n}$$

$P_s$  : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)

$E_i$  : 1 サンプルの測定値 (W)

$S_w$  : 掃引周波数幅 (MHz)

$n$  : 参照帯域幅内のサンプル点数

$k$  : 等価雑音帯域幅の補正值

$R B W$  : 分解能帯域幅 (MHz)

## 5 試験結果の記載方法

- (1) 4 I で求めた結果は、下記の式により計算する。
  - ① 上側隣接チャンネル漏洩電力比  $10 \log (P_U / P_C)$
  - ② 下側隣接チャンネル漏洩電力比  $10 \log (P_L / P_C)$
 相対値で記載する場合は、①、②で算出した値を dBc 単位で記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の空中線電力に（1）で求めた比を乗じて（dB を減じて）隣接チャンネル漏洩電力の絶対値を空中線毎に算出し真数で加算して、隣接チャンネル漏洩電力の総和を  $P_U$  又は  $P_L$  とし、空中線電力の総和を  $P_C$  として（1）の式により算出した値を dBc 単位で記載する。
- (3) (2) において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。
- (4) 4 II で求めた結果を、dBm/MHz 単位で記載する。
- (5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子毎に求めた値を真数で加算して、隣接チャンネル漏洩電力の総和を dBm/MHz 単位で記載する。
- (6) (5) において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。

## 6 その他の条件

- (1) 4 の搬送波周波数は、割当周波数とする。
- (2) スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合、搬送波と隣接チャンネル漏洩電力の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法も可能である。ただしスペクトル分析器に過大な信号が入力されないよう注意が必要である。
- (3) 2（1）において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、受験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注8）であつて、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、検波モードをサ

ンプル、表示モードをRMS平均としても良い。

注8：全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリア（例 全リソースブロック）が電波を放射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を放射しないサブキャリアは、電波を放射することを要しない。

(4) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。

(5) 4 II (8) 注7においてバースト波の場合は、測定値にバースト時間率（注9）の逆数を乗じた値を測定結果とする。

注9：バースト時間率＝（電波を放射している時間／バースト周期）

(6) 送信信号を直接サンプリングして取り込み、FFT処理により周波数領域に変換して各隣接チャンネル漏洩電力を求める方法も可能である。

(7) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を放射しない場合は、同時に電波を放射する空中線端子のみの測定で良い。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。

(8) 3 (3) において、空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ（個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであって、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有するもの。）の場合は、一の空中線電力を最大として測定する他、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

(9) 2 (2) の掃引周波数範囲は、注2の周波数範囲を連続させた以下の掃引周波数範囲を一括して掃引しても良い。ただし、技術基準で定められない周波数範囲の測定値は用いないものとする。

チャンネル間隔： 5 MHz

搬送波周波数 ± (2. 75 MHz～12. 25 MHz)

チャンネル間隔： 10 MHz

搬送波周波数 ± (5. 50 MHz～24. 50 MHz)

チャンネル間隔： 15 MHz

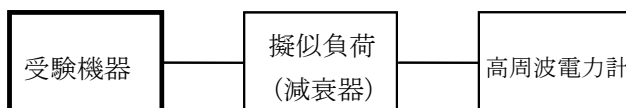
搬送波周波数 ± (8. 08 MHz～36. 75 MHz)

チャンネル間隔： 20 MHz

搬送波周波数 ± (10. 58 MHz～49. 00 MHz)

## 九 空中線電力の偏差

### 1 測定系統図



### 2 測定器の条件等

(1) 高周波電力計の型式は、通常、熱電対もしくはサーミスタ等による熱電変換型またはこれらと同等の性能を有するものとする。

(2) 減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

(例 一般の熱電対型の場合の最適動作入力レベルは、0. 1～10 mW)

### 3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、連続送信状態とする。
- (2) 電力制御を最大出力とし、最大出力状態となる変調とする。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

#### 4 測定操作手順

- (1) 高周波電力計の零調を行う。
- (2) 送信する。
- (3) 高周波電力計で測定する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

#### 5 試験結果の記載方法

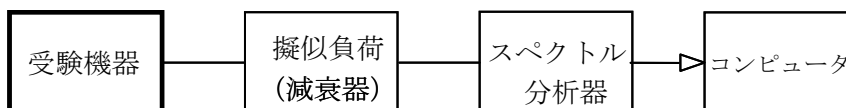
- (1) 結果は、空中線電力の絶対値を W 単位で、定格（工事設計書に記載される）の空中線電力に対する偏差を % 単位で（+）または（-）の符号をつけて記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して総和を記載する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も記載する。
- (3) (2) において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に記載する。

#### 6 その他の条件

- (1) 測定点は、送受信装置の出力端からアンテナ給電線の入力端の間のうち定格の空中線電力を規定しているところとする。定格の空中線電力を規定しているところで測定できない場合は、適当な測定端子で測定して換算する。
- (2) 被測定信号はクレストファクタ（ピーク値と平均値の比）が大きい信号であり、ピーク値においても高周波電力計の測定レンジ内にあることに注意が必要である。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定で良い。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。
- (4) 3 (3) において、空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ（個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであって、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有するもの。)) の場合は、一の空中線電力を最大として測定する他、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

### 十 副次的に発する電波等の限度

#### 1 測定系統図



#### 2 測定器の条件等

- (1) 測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。
- (2) 副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。
 

掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	(注 1)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度

掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400点以上 (例 1001点)
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注1	掃引周波数幅	分解能帯域幅
	30 MHz ~ 1,000 MHz	100 kHz
	1,000 MHz ~ 12.75 GHz	1 MHz

(3) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数 (探索された周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解帯域幅	周波数が1 GHz未満 : 100 kHz 1 GHz以上 : 1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400点以上 (例 1001点)
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

### 3 受験機器の状態

試験周波数を連続受信する状態に設定する。

### 4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器を2 (2) のように設定し、技術基準の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、外部試験装置を使用している場合はその信号の周波数帯を除く。
- (2) 探索した結果が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した結果が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100 MHz、10 MHz及び1 MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記2 (3) とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ (バースト波の場合はバースト内のデータ) を真数に変換し、平均電力 (バースト波の場合はバースト内平均電力) を求め、dBm 値に変換して副次発射電力とする。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

### 5 試験結果の記載方法

- (1) 結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の1波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の1波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

### 6 その他の条件

- (1) 擬似負荷は、特性インピーダンス50 Ωの減衰器を接続して行う。
- (2) スペクトル分析器の感度が足りない場合は、ローノイズアンプ等を使用する。
- (3) スペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

- (4) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
- (5) 4 (3) におけるバースト内平均電力とは、受信状態において副次発射がバースト状に発射される場合の、副次発射のバースト内平均電力である。